

(保 280)

平成 30 年 2 月 1 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎

高齢者に係る高額療養費制度の見直し等について（再々々周知）

平成 30 年 8 月 1 日から 70 歳以上の高齢者に係る高額療養費制度が見直されたことに伴い、診療報酬請求書等の記載要領等が改正されたことについては、平成 30 年 7 月 24 日付日医発第 488 号（保 117）により、都道府県医師会長あてにご案内申し上げたところであります。

この改正により、70 歳以上の患者については、それぞれの所得区分に応じて診療報酬請求書等の「特記事項」欄に略号（「26 区ア」、「27 区イ」、「28 区ウ」、「29 区エ」又は「30 区オ」）を記載等することになりましたが、改正内容が現場に浸透していなかったため、本会から厚生労働省に対して申し入れを行った結果、「特記事項」欄等が未記載であっても一律に返戻することはせず、審査支払機関において柔軟に対応される内容の経過措置が 2 度をもって実施され、平成 31 年 2 月請求分（1 月診療分）まで延長されていたところ（平成 30 年 8 月 21 日付（保 150）及び平成 30 年 11 月 29 日付（保 241）にてご案内）。

今般、本件にかかる現場の対応状況を踏まえ、上記経過措置は平成 31 年 2 月請求分（1 月診療分）までとし、平成 31 年 3 月請求分（2 月診療分）以降は、下記のように原則通り扱われる旨の別添の事務連絡が厚生労働省保険局医療課より発出されました。

平成 31 年 3 月請求分（2 月診療分）以降の取扱いにつきましては、下記のとおりですので、本件について貴会会員への周知方についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、今後も本件について現場での混乱が続くようであれば、日本医師会医療保険課までお知らせ頂きますようお願い致します。

記

医療機関における対応等について

- 70歳以上の患者について、以下を確認し、該当する略号又は略称を診療報酬請求書等における「特記事項」欄等に必ず記載すること。

一部負担金等の割合	限度額認定証の記載等	「特記事項」欄等に記載する略号又は略称
3割	限度額適用認定証の提示がない場合	26区ア
3割	限度額適用認定証の適用区分が「現役並みⅡ」又は「現役Ⅱ」の場合	27区イ
3割	限度額適用認定証の適用区分が「現役並みⅠ」又は「現役Ⅰ」の場合	28区ウ
2割又は1割	限度額適用認定証の提示がない場合	29区エ
2割又は1割	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証「Ⅰ」又は「Ⅱ」の場合	30区オ

※ 特定医療費受給者、特定疾患医療受給者及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者の取扱いについては、通知によること。

- 限度額適用認定証を受給している患者であるにもかかわらず、保険医療機関等の窓口等にて当該認定証の提示がなかった等の場合は、高齢受給者証等の一部負担金等の割合が3割の場合は「26区ア」、2割又は1割の場合は「29区エ」と記載すること。
なお、この場合において、上限額を超えて支払われた一部負担金等の額については、後日、患者が各保険者に払い戻しの申請を行うことができるものであること。

<添付資料>

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について（再々々周知）
（平 31. 1.31 厚生労働省保険局医療課 事務連絡）

事 務 連 絡
平成 31 年 1 月 31 日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について
(再々々周知)

標記については、平成 30 年 8 月 1 日からの高額療養費制度の見直しに伴い、原則 70 歳以上の患者について、診療報酬明細書等の「特記事項」欄等における略号等の記載を必要とされたことから、「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について（平成 30 年 7 月 13 日保医発 0713 第 1 号）、「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について（再周知）」（平成 30 年 8 月 17 日付け医療課事務連絡）及び「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について（再々周知）」（平成 30 年 11 月 28 日付け医療課事務連絡）により、その取扱いについて周知して参りました。

保険医療機関等における上記への対応状況等を踏まえ、「特記事項」欄等が未記載で請求された場合について講じておりました、一律に返戻することなく柔軟に対応する取扱いについては、平成 31 年 2 月請求分までとなりますので、平成 31 年 3 月請求分以降の取扱いについて、下記のとおり改めて周知いたします。

別添団体各位におかれましては、引き続き周知のほどよろしくお願いいたします。

なお、70 歳以上の高額療養費制度の見直しの内容については、厚生労働省ホームページ『高額療養費制度を利用される皆さまへ』

(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/juuyou/kougakuiryuu/index.html) にポスター、リーフレット等を掲載しておりますので、適宜ご活用ください。

記

- ・ 70 歳以上の患者について、以下を確認し、該当する略号又は略称を診療報酬請求書等における「特記事項」欄等に必ず記載すること。

一部負担金等の割合	限度額認定証の記載等	「特記事項」欄等に記載する略号又は略称
3割	限度額適用認定証の提示がない場合	26 区ア
3割	限度額適用認定証の適用区分が「現役並みⅡ」又は「現役Ⅱ」の場合	27 区イ
3割	限度額適用認定証の適用区分が「現役並みⅠ」又は「現役Ⅰ」の場合	28 区ウ
2割又は1割	限度額適用認定証の提示がない場合	29 区エ
2割又は1割	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証「Ⅰ」又は「Ⅱ」の場合	30 区オ

※ 特定医療費受給者、特定疾患医療受給者及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者の取扱いについては、通知によること。

- ・ 限度額適用認定証を受給している患者であるにもかかわらず、保険医療機関等の窓口等にて当該認定証の提示がなかった等の場合は、高齢受給者証等の一部負担金等の割合が3割の場合は「26 区ア」、2割又は1割の場合は「29 区エ」と記載すること。

なお、この場合において、上限額を超えて支払われた一部負担金等の額については、後日、患者が各保険者に払い戻しの申請を行うことができるものであること。